

入院時食事療養費について

- 当院では、入院時食事療養費（I）の届出を行っております。
- 急性期一般病棟（3・4階）、地域包括ケア病棟（5階）では食堂加算を算定しています。
- 当院では、入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っています。
- 療養の為の食事は管理栄養士の下に適時（夕食については午後6時以降）・適温にて提供しています。

～～～標準負担額は下表の通りとなります～～～

入院時食事療養費の標準負担（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	300円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院 院長